

日本建築学会 会長談話

2011年4月6日 緊急報告会において

3月11日に発生した東日本大震災において、亡くなられた方、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いとおくやみを申し上げます。

日本建築学会は、災害当日に「大災害調査復興支援本部」を立ち上げ、本日にいたるまで、活動をおこなって参りました。本日、発表いたしました災害調査はもとより、3月31日には7つの学協会による共同アピールを行うなど、情報の収集・分析、組織の立ち上げ、他会との連携などを進めて参りました。

学会活動としても長期にわたり復旧・復興を支援していく所存ですが、緊急を要する事項につきまして、本日、会長談話という形で、建築学会の行動計画（案）の紹介と、この時点で重要と思われる、6項目の提案・提言をさせていただきます。

まず、組織は、図に示すように、4つの部会からなり、それぞれが有機的な関係により、行動計画（案）に示す、次の6つの行動を行う方向で、検討しています。その考え方は、建築や都市にどのような被害や犠牲が発生したのかを学術調査することは勿論ですが、そのような被害や犠牲を再び繰り返さないために、どのようなまちや建築・市街地を復興すべきか、さらに、復旧・復興過程において、被災者の方々の生活再建も含めた取り組みのための提言・提案を適宜、行い、ともに行動するという事です。

まず、未曾有と言われる被害についてですが、建築物の被害の状況につきまして、本日の緊急報告会でようやくその一端が分かったという状況であり、今後、災害委員会を中心に、それぞれの状況を総合的に分析し、地震動に対して建築物の被害がどうであったのか、また津波に対する建物の被害とはどのように発生したのか、今後にどのような課題が示されたのかを、総合的に分析し、科学的な知見をまとめ、然るべき時期に発表して参りたいと考えております。

市街地の被害の状況につきましては、各種の調査・分析を進め、特に津波被害の大きかった地域では非木造建築物がほぼ原形を留めているのに対し、木造建築物のほぼすべてが流失した状況を鑑み、今後の復興をどう考えていくべきなのか、大きな課題を突き付けられていると認識しております。

原子力発電所の問題につきましても、津波による付属施設の被害が直接の原因であったと思われませんが、施設の総体としての設計・計画の問題、すなわち、立地の選定、建築物・原子炉の設計、発電装置の設計などの関係性等、総体としての計画・設計に課題があると認識しております。また、原子力発電所周辺地域の地域復興も

未経験な取り組みですが、他学協会とも連携し、諸分野の専門家と共同で検討をしたいと考えております。特に、喫緊の課題とされている電力需給逼迫によるエネルギー削減のために、室内環境水準の緩和が検討されていますが、根拠のあるデータを提供することを考えております。また、住宅・建築に関わる設備の効率的運用やエネルギー削減対策などに関する提案を行って行きます。

次いで、現時点での、復旧復興支援のための提案・提言を紹介いたします。現在、東北地方太平洋沖地震災害調査復興支援本部に「復旧・復興支援部会」を設立し、緊急に提案や提言を通して支援に取り組むべく、検討を進めております。

この部会で検討してきた中で、現段階で申し上げておかななくてはならないことを、6項目、申し上げます。

1 地域や集落のまとまりは被災地の復興まちづくりの重要な基礎です。

まず第一に、復旧・復興に向けて地域や集落のまとまりを維持する必要があるという点です。復旧・復興過程において、外部からの様々な支援を受け、復旧や復興に踏み出すためには、地域や集落としてのまとまりをもとにした意思決定は不可欠です。新潟県中越地震では全村避難となった山古志村では、避難所の段階から集落単位でまとまり、応急仮設住宅での集落毎にまとまって入居し、「かえろう山古志へ」を共通のスローガンとして、復興を進めていきました。今回の災害では、未だ被災者は自宅および避難所で応急的な生活を続けていらっしゃいます。遺体の捜索もままならない状況で、自宅のそばにとどまるか、一時地域を離れての避難あるいは、応急仮設住宅に入居するか、遠隔地の公営住宅等に入居するか、等の選択が迫られてくると思います。一方で全国からは、公営住宅や民間の空家への斡旋支援体制が整いつつあります。被災者の皆様にとっては、個人として、家族として、地域として、自治体としての選択など、どのような選択をするのか、大きなジレンマに直面していらっしゃると思います。

まず現在の避難所で必要なのは、「希望」を持った選択肢を整理し、被災者にとって選ばされる選択肢ではなく、今後にもつながる主体的な選択の場を設けるということが重要です。

そして、これからの長い復旧・復興過程において、集落や地域のまとまりを維持し、つながりを切らさないための支援と、それをサポートする仕組みが必要だと考えます。具体的には、なるべく地域のまとまり＝避難所でのまとまりを維持したままでの集団避難、応急仮設住宅への入居、遠隔地の公営住宅等への入居を可能な限りサポートするとともに、やむをえず分散してしまう住民の方々にもさまざまな情報を伝えるために、全国的に広がっている移転先や移動先の情報を一元的に集約する「遠地避難者情報管理システム」等を国と全国の自治体とが連携して構築することが必要と考えています。

2 仮設住宅のみではなく安心して生活できる仮設市街地の建設が重要です。

第二に、仮設住宅の建設についての提言を申し上げます。現在、被災地からの集団避難を踏まえて、各基礎自治体からの要望を集約しつつ、県レベルで仮設住宅の建設が始まっています。被災地だけでは用地が不足するために遠隔地に仮設住宅を建設することも考えられていると思います。

しかし、戸数の確保は重要ですが、戸数が足りればいいというものではありません。本格復興までの長期間の生活拠点ですから、必要な社会的なサービスを準備し、支え合えるコミュニティが形成されるように、十分に検討しなければなりません。応急仮設住宅だけが提供され、しかも地域のまとまりも分断されれば、孤立や孤独死の問題を引き起こすおそれがあります。また、復旧・復興について住民が話し合いを行い、地域としての復興の意思を形成する場もまた、応急仮設住宅団地が重要な場となります。

中越地震の復興過程では、集落単位での入居、居住者が顔を合わせやすい向かい合わせなど住戸配置の工夫、駐在所や診療所、福祉の拠点、集会所や談話室の設置、理髪店等避難前に営んでいた自営業の仮設住宅内での営業継続、畑仕事ができる菜園の設置等によって、従前の生活が少しでも継続できるように取り組み、入居者の生活の質を改善しました。今回の災害では、さらに、例えば暫定的に店舗やさまざまな自営業を継続できるような事業用仮設作業所も必要と考えられます。

建築学会といたしましては、なるべく詳細に被災地のニーズを把握し、活発に活動している「仮設市街地研究会」等と連携し、仮設建築物の設計、配置、建設、運営の方法を集約し、情報発信をしていきたいと考えております。

自治体、特に県の担当部局ではこうした提案を是非反映し、被災者の皆さまには、復興について話し合いがしやすいように、地域でのまとまりについて十分にご検討いただき、被災者の方々が安心して生活できる仮設住宅団地、仮設の集落・市街地の計画・建設の方針を示していただくことが大事であると思います。

3 被災自治体への専門的人材の支援が必要です。

第三に、被災自治体への専門的人材の支援についてです。被災地では役場や市役所が壊滅的に被災し、資料なども全く失ってしまったうえに、自治体組織そのものが被災し、自治体によっては職員が災害前より半減するという危機的な状況にあると認識しております。復旧・復興過程においての人材不足は明らかであり、とくに都市の復興計画の策定や住宅再建の相談などに必要な人材について、関係学会・職能団体と連携し、適材適所に人材派遣するなど支援の仕組みの検討を非公式に始めているところです。また、復興へ向けての地域の要望を広く拾い上げて復興計画に反映したり、実践するために、中越地震の復興で活躍している「復興支援員」のように、社会的な経験は十分でなくとも、地域や集落に密着して寄り添い、様々な復

旧・復興のニーズをとりまとめる、若い人材も重要であると考えております。意欲にあふれる学生や若手の教育・研究者が活発に協働する建築学会の強みを活かして、全国の大学等の教育研究機関にも広く呼びかけ、これらの人材の育成、派遣、サポートの仕組みの検討もして参りたいと考えております。

4 広域協働復興組織の立ち上げが重要です。

第四に、31日に「東北地方太平洋沖地震後の国土・地域復興に関する関連学協会・会長 共同アピール」でも発表いたしました、広域協働復興組織についてです。この組織は、学や民間、そして国から基礎自治体にいたるまでの官が協働する組織であり、大災害からの復旧復興にむけて様々なセクターが力をあわせる「プラットフォーム」の役割を持つものです。

この度の広域及び多様な特性を持った被災地について復興を進めるには、国と被災自治体と被災地域だけで進めることは不可能です。ひとつには、多くの基礎自治体が激甚な被災をしていること、とくに被害が激甚な岩手県、宮城県、福島県では、地域の生活圏が県をまたいで形成されている地域も多く、広域的な復興計画の視点と調整が不可欠であることに加え、被災自治体が小規模なうえに激甚な被災をされていることから、さまざまな専門家が行政と市民に復興への取り組みを支援する、復興への中間支援組織は不可欠です。外部からの専門家が参加することによって、話し合いもスムーズになり、個別の被災者の再建復興に関わる相談も可能となってきます。業務として復興に関わる専門家や専門機関ではなく、「復興まちづくりに関わるさまざまな支援策をパッケージとして対応できるような専門家集団」が、中間支援組織として活動できるような仕組み、「支援する専門家の活動に対する予算措置」を、国には是非とも構築していただきたいと思えます。

このような中間支援活動が、被災自治体にとって自由度の高い一括型の復興交付金を、地域の特性に併せて活用することを可能にするものと考えます。

5 土地の所有権と利用権について応急的に、抜本的な制度改革が必要です。

第五に、土地制度と市街地整備制度の改革についてです。津波の被害エリアを中心に、関係権利者の死去、地盤の沈降による水没地域の出現など土地の形質の変化、区画の根拠を喪失し敷地境界が分からなくなるなど、現行の土地制度や市街地整備制度では想定していない状況が発生しております。被災者が日常を一刻も早く取り戻すためには、被災者の意向を最大限に取り入れ、かつスピーディな復旧や復興が必要であると認識しておりますが、それには現行の土地制度や市街地整備制度が大きな障害となることが想定されます。土地所有権に対する土地利用義務の強化などの抜本的に異なる制度を創設する必要があり、慎重かつ詳細な検討が必要となります。そのための検討は早急に開始する必要があり、建築学会といたしましても復興都市づくり・復興まちづくりの観点から必要な専門家の知見を集めること、議論の

ための開かれた場をつくることなどに取り組んで参りたいと考えております。

6 被災市街地の復興のみならず広域復興・国土復興のグランドデザインが必要です。

三陸地域は約50年周期でこれまでも大きな津波災害を経験してきましたが、今回の津波の規模は特別に大きいものでした。被災地の復興に際してはこの津波常襲地域であるということを忘れてはなりません。被災した地域の10年後、20年後を見据え、日本、さらには世界のモデルとなるような安全性を確保し、活気に満ちて、環境と共生する地域として再生する必要があると考えます。被災したこの地域は、日本列島の中でも、豊かで個性的な自然風土と生態学的秩序が育まれ、その風景と生活様式は我が国の伝統的な造景文化の原点の一つであります。単なる機能の復旧や当面の必要を満たすだけでなく、21世紀の世界のモデルになるような、安全・快適で環境と調和した豊かさを再生する「創造的な復興」に取り組むことが重要です。

一方で、全国的には近い将来、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震による大きな災害が想定されており、これらの地域の防災都市づくりを、被害想定に基づき「事前復興」として取り組んでいくことも急務です。東日本大震災の災害復興は西日本の地域力が支えていくのですが、次に想定されるのはその西日本が大災害に見舞われる可能性なのです。今回の大震災からの復興は、被災地の復興のみならず、日本の国土全体をどう方向付けるか、という大きな枠組みの中で検討されるべきです。地震の切迫性が高まっている地域の防災都市づくりと、急いで取り組まねばならない被災地の復興を、両輪ですすめる必要があります。それによって、東日本が以前にも増して活力ある地域として復興でき、その活力が次の大震災への備えともなるのです。

未だ多くの行方不明者の方の捜索が続けられている時期でもありますが、長期を見通した国土スケールから被災地の復興まちづくりまで、さまざまな復興ビジョンについても、早急に議論を開始すべきと考え、あえて現時点で提言させていただく次第です。

以上6点、現時点での緊急的に申し上げる事項としてお話をさせていただきました。

また、当建築会館・建築博物館の場に起きまして、4月12日から22日まで、大震災からの復興を中心テーマとした緊急の「まちづくり展」を開催いたします。復興まちづくりに関する展示のみならず、パンフレットにありますように、各種の資料の展示、専門家・関係者を招いてのテーマごとの集中討議、シンポジウム、さらには会員のみならず関係者から、様々な提案・提言、復旧・復興に関わる具体的な計画・デザインの提案を広く募集し、これらを展示・公表する企画も進めており

ます。こちらにも皆様のご参加をお待ちしております。

以上、学会としての今後の活動と、会長としての考え方を述べさせていただきました。ありがとうございました。

東北地方太平洋沖地震災害に対する日本建築学会の行動計画（案）

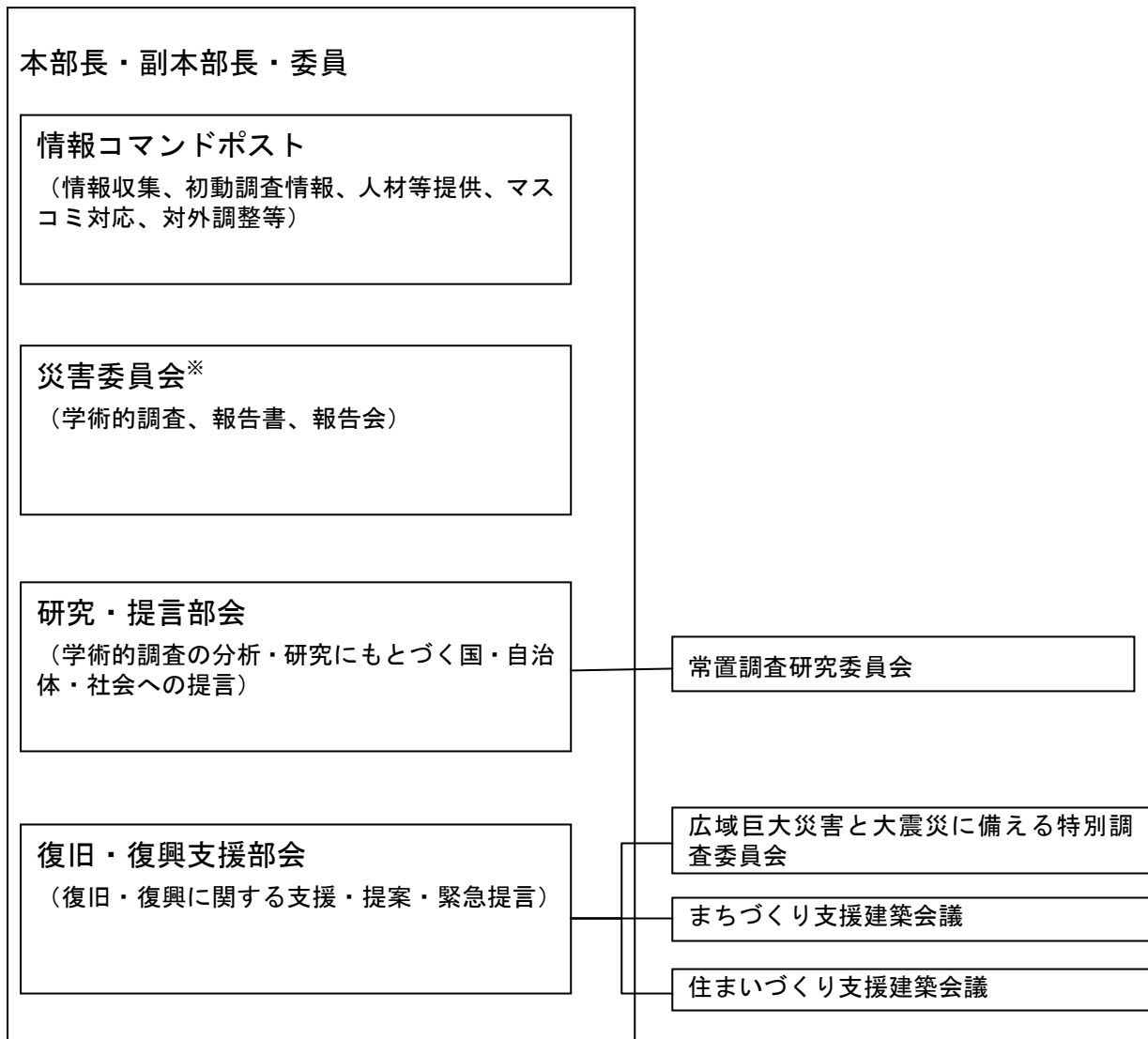
2011年4月4日

【原則】

被災者の生活再建と安定のために尽くす
災害事実を記録し、それを情報公開する
災害記録を学術的に分析し、公表する
学術、技術、芸術を総合する学会としての提言、支援を行う

- 1 地震・津波による建造物関連の被災状況の詳細な調査、および復旧・復興に関する学術調査を行い、その記録を逐次公開し、最終的に、報告書として刊行する。
- 2 被災者および基礎自治体の要請に応じて短期の生活再建案の策定および復興計画の策定に学術・研究団体としての中立の立場から支援を行う。
- 3 この災害を、現象（地震、津波、火災、原子力発電所事故）ごと、地理的条件（沿岸・内陸・都市）等の特性との関係でとらえ、防止・軽減に関する研究・技術開発を推進し、必要に応じて、適宜、提言を行う。
- 4 学術、技術、芸術を総合する学会として、被災した歴史的建造物等の保全・修復・再生に関する研究を推進する。
- 5 国民全体を被災者と捉え、震災による電力需給逼迫を克服する室内環境、建築環境設備、エネルギー消費、ライフスタイルに関する研究を推進する。
- 6 被災地の復興に向けて関連学協会、自治体・政府関係機関、NPO・市民組織等との連携を進め、復旧・復興に会員全体で貢献する。

東日本大震災調査復興支援本部（案）



※運営規程第5条による